

ローズウルフ

契約書及び説明書



【ご契約事項】

購入者(以下「甲」という)と、販売者ローズウルフ(以下「乙」という)は、以下のとおり避妊去勢をするまでの契約(以下「本契約」という)を本紙にて締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙から、生体を購入し、これを生体に対して避妊去勢をする期間リース扱いとする。

【期間】

第2条 生体のリース期間(以下「本リース期間」という)は、生体の借受日から2年間とする。

2 甲および乙は、本リース期間中、特段の定めのないかぎり、本契約を解約することができない。

【生体の引き渡しおよび健康チェック】

第3条 甲は生体の引き渡しを受けたあと、直ちに、生体の健康チェックを行い、疾患がないことを確認し、引き渡し日を借受契約日とする。

2 前項の健康チェックの結果、生体に疾患があったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面またはメールで通知する。

【生体の疾患等】

第4条 生体にワクチン接種時の獣医師検診等により発見されなかった疾患が見つかったときは双方話し合いの上で解決する。引き渡し日より10日以内に遺伝性疾患で死亡した場合は獣医師の死亡診断書を2カ所の獣医師により発行を依頼する。その内容に相違ない場合は生体料の半額を乙が甲に返金する。甲の故意または重過失による場合は、このかぎりではない。

【生体の管理】

第5条 甲は、生体を下記記載の住所において飼育し、甲の同意がないかぎり、移動してはならない。

2 甲は、法令などを遵守し、善良な管理者の注意をもって、動物愛護法、または甲の指導にしたがって生体を飼育しなければならない。

3 生体の治療費等については、甲が自らの費用において行わなければならない。

【生体の紛失】

第6条 生体引渡し後、避妊去勢までに、甲乙いずれの責任にもよらない事由により、生体が逃げたり盗難された場合、その危険はすべて甲が負担するものとし、また生体の安全確保が不可能であるときには、甲は乙に対してリース料と同額の金を支払う義務を負う。(以下「違約金」という)

2 前項において、甲が乙に対して違約金を一括して支払った場合、本契約は終了するものとする。

【生体の所有権侵害の禁止】

第7条 甲は、生体を第三者に譲渡または担保に供することのほか、甲の承諾なくして転貸することができない。

【契約違反等】

第8条 乙は、甲が本契約の条項の1つにでも違反したときは、催告なく直ちに本契約を解除できる。

2 前項により、本契約が解除されたときには、乙は甲に対して、生体の返還および違約金を一括して支払うことを求めることができる。

【協議事項】

第9条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

契約日 年 月 日

種類 性別 オス ・ メス 生年月日

毛色

お取引金額

円(ワクチン、健康診断、駆虫費2万円含む)



甲 ローズウルフ 代表ヒロセ rosewolfdog@gmail.com

動物取扱業番号/愛セ第12販026号

乙

住所

電話番号

氏名